○東北地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岩沼市阿武隈一丁目六九番一から同市藤波二丁目一〇八番一まで	前	三八・八〇～五三・二〇メートル	〇・〇五八キロメートル	
	後	五五・二〇～六一・七〇メートル	〇・〇五八キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号及び六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岩沼市藤浪一丁目一〇四番一一から同市藤波一丁目一四七番二まで	前	二八・一〇～三五・八二メートル	〇・〇三八キロメートル	
	後	三四・八〇～五三・三〇メートル	〇・〇三八キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名　一般国道　四十六号

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年三月二十四日

占用を制限する区域	図面縦覧場所
仙北市角館町西長野熊堂二三〇番から同市角館町西長野熊堂一七九番三まで	東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○関東地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
深谷市東方字境堀二七六番一から前橋市田口町字下田尻一二二番一まで	前	A　七・一〇～一〇七・〇〇メートル	五二・九四〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　二二・〇〇～一九四・〇〇	四〇・五三四	
	後	A　七・一〇～一〇七・〇〇	五二・九四〇	
		B　二二・〇〇～一九四・〇〇	四〇・五三四	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市上細井町字天王浦七一二番一から同市関根町字内山上六九二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月十九日

○関東地方整備局告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名　一般国道　十七号

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年三月十九日

占用を制限する区域	図面縦覧場所
前橋市上細井町字天王浦七一二番一から同市関根町字内山上六九二番一まで	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十六号	横浜市都筑区川向町字北耕地一〇八一番二から同市都筑区川向町字南耕地六四六番二まで	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月十八日十六時